

## 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準(案)抜粋

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸エチル	2 ppm	—	イソブレン	3 ppm	—
アクリル酸メチル	2 ppm	—	イソホロン	—	5 ppm
アクロレイン	—	0.1 ppm*	一酸化二窒素	100 ppm	—
アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	5 mg/m³	—	イブシロン-カプロラクタム	5 mg/m³	—
アセトアルデヒド	—	10 ppm	エチリデンノルボリネン	2 ppm	4 ppm
アセトニトリル	10 ppm	—	2-エチルヘキサン酸	5 mg/m³	—
アセトンシアノヒドリン	—	5 ppm	エチレングリコール	10 ppm	50 ppm
アニリン	2 ppm	—	エチレンクロロヒドリン	2 ppm	—
1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	1 ppm	—	エピクロロヒドリン	0.5 ppm	—
アルファ-メチルスチレン	10 ppm	—	塩化アリル	1 ppm	—

1 この表の中欄及び右欄の値は、温度25度、1気圧の空气中における濃度を示す。

2 ※の付されている短時間濃度基準値は、十五分間時間加重平均値が超えてはならないものであることに加え、努力義務の③の規定の適用の対象となる天井値。

## 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）①（概要）

本技術上の指針は、法第28条第1項の規定に基づき、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号。以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）と相まって、リスクアセスメント対象物を製造し、又は、取り扱う事業者に対し、安衛則等に規定された事項が円滑かつ適切に実施されるよう、法令で規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項を一体的に規定したもの。本指針の制定に伴い、化学物質リスクアセスメント指針の改正も行う。

### ▶ 技術上の指針が定める事業者が実施すべき事項

- ① 事業場で使用する全てのリスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握した上で、リスクを見積もる。
- ② 濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定（以下「確認測定」という。）を実施する。
- ③ ①及び②の結果に基づき、危険性若しくは有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策又は有効な保護具の使用という優先順位に従い、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施する。その際、濃度基準値が設定されている物質については、労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下としなければならない。

●公示日：令和5年4月（予定）、適用日 令和6年4月1日

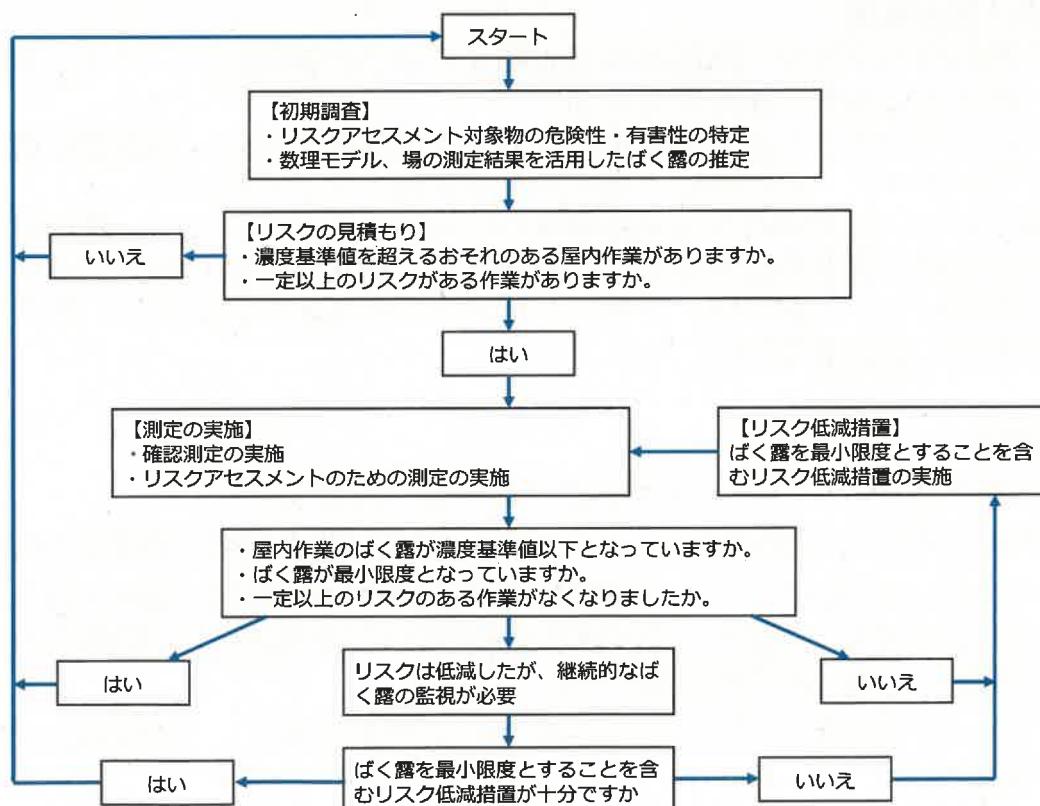
# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）②（留意事項）

## ▶ 留意事項

- (1) 発がん性が明確な物質については、長期的な健康影響が発生しない安全な閾値である濃度基準値の設定が困難であるため、濃度基準値は設定しないが、事業者は、危険性又は有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策、有効な保護具の使用等により、これら物質にばく露される程度を最小限度としなければならない。
- (2) 建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく局所排気装置の設置及び使用、要求防護係数に対して十分な余裕を持った指定防護係数を有する有効な呼吸用保護具の使用（防毒マスクの場合は適切な吸収缶の使用）等を行うことを定めたマニュアル等を作成することで、作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなく当該作業におけるリスクアセスメントを実施することができる。また、当該マニュアル等に定められた措置を適切に実施することで、当該作業において、労働者のばく露の程度を最小限度とすることを含めたリスク低減措置を実施することができる。
- (3) リスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置については、化学物質管理者の管理下において実施すること。

53  
21

# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）③（フローチャート）



54  
22

# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）④（確認測定の方法①）

## 確認測定の方法

- 事業者は、濃度基準値が設定されている物質について、数理モデル（CREATE-SIMPLE等）の活用を含めた適切な方法により、事業場の全てのリスクアセスメント対象物に対してリスクアセスメントを実施。
- リスクの見積もりの過程において、労働者のばく露の程度が、8時間濃度基準値の2分の1程度を超えると評価された場合は、確認測定を実施し、当該作業に従事する全ての労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施する。

### ▶ 均等ばく露作業の特定

- リスクアセスメントの結果や数理モデルによる解析の結果等を踏まえ、有害物質へのばく露がほぼ均一であると見込まれる均等ばく露作業（屋内作業場に限る。）を特定する。
- 均等ばく露作業の特定に当たっては、ばく露測定結果が全員の平均の50%から2倍の間に収まらない場合は、均等ばく露作業を細分化することが望ましい。

### ▶ 確認測定の対象者の選定

- 最も高いばく露を受ける均等ばく露作業において、最も高いばく露を受ける労働者の呼吸域の測定を行う。
- ばく露濃度に応じてばく露低減措置を最適化するためには、均等ばく露作業ごとに最大ばく露労働者を選び、測定を実施することが望ましい。55

23

# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）⑤（確認測定の方法②）

## ▶ 確認測定の実施時期

- 労働者の呼吸域の濃度が、濃度基準値を超えている作業場については、少なくとも6月に1回、個人ばく露測定等を実施する。
- 労働者の呼吸域の濃度が濃度基準値の2分の1程度を上回り、濃度基準値を超えない作業場所については、一定の頻度で確認測定を実施することが望ましい。
- 全ての場合について定期的な測定が望ましいということではなく、局所排気装置等を整備し、作業環境を安定的に管理している場合や、固定式のばく露モニタリングによってばく露を監視している場合は、作業の方法や排気装置等の変更がない限り、呼吸域の測定を再度実施する必要はない。

## ▶ 測定の実施

### 8時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取（長時間測定）

- 確認測定は、労働者のばく露の測定であることから、空気試料の採取は労働者の呼吸域で行う。
- 空気試料の採取の時間については、8時間の1つの試料か8時間の複数の連続した試料とする。例外として作業日を通じて労働者のばく露が比較的均一である自動化・密閉化された作業という限定的な場面等には、測定時間を短縮できる。
- この場合であっても、試料採取時間は、ばく露が高い時間帯を含めて、少なくとも2時間（8時間の25%）以上とする。

56

24

### 短時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取（短時間測定）

- 長時間測定と同様に、空気試料の採取は労働者の呼吸域で行う。
- 空気試料の採取の時間については、最もばく露が高いと推定される労働者（1人）について、最もばく露が高いと推定される作業時間の15分間に測定を実施する。
- 測定については、同一作業シフト中に少なくとも3回程度実施し、最も高い測定値で評価を行うことが望ましい。

### 短時間作業の場合の試料空気の採取

- 短時間作業が断続的に行われる場合は、作業の全時間の試料を断続的に採取し、作業実施時間外のばく露がゼロの時間を加えて8時間加重平均値を算出するか、作業を実施しない時間を含めて8時間の測定を行って、8時間加重平均値を算出する。
- この場合、8時間加重平均値と8時間濃度基準値を単純に比較するだけでは、短時間作業の作業中に8時間濃度基準値をはるかに上回る高いばく露が許容されるおそれがある。
- それを防ぐため、15分間の時間加重平均値を測定し、短時間濃度基準値を超えないようにする必要がある。短時間濃度基準値が設定されていない場合は、15分間の時間加重平均値が8時間濃度基準値の3倍を超えないように努めなければならない。

### リスクアセスメントのための測定の方法

#### ➤ 基本的考え方

- 事業者は、濃度基準値が設定されていない物質について、リスクの見積りの結果、一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要がある場合には、当該物質の濃度の測定を実施すること。
- この測定は、作業場全体のばく露状況を評価し、必要なリスク低減措置を検討するために行うことから、工学的対策を実施しうる場合にあっては、個人サンプリング法等の労働者の呼吸域における物質の濃度の測定のみならず、よくデザインされた場の測定も必要になる場合があること。

#### ➤ 試料の採取場所及び評価

- 事業者は、労働者がばく露される濃度が最も高いと想定される均等ばく露作業のみならず、幅広い作業を対象として、当該作業に従事する労働者の呼吸域における物質の濃度の測定を行う。
- 測定結果を統計的に分析し、統計上の上側信頼限界（95%）を活用した評価や物質の濃度が最も高い時間帯に行う測定の結果を活用した評価を行うことが望ましい。
- 対象者の選定、実施時期、試料採取方法及び分析方法については、確認測定に関する事項に準じて行うことが望ましい。

# 1 化学物質管理体系の見直し④

安衛則

## 1-3 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務

2023(R5).4.1施行

● 義務

2024(R6).4.1施行

②健康障害を起こすそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか（①）	努力義務	義務
ないことが明らかでない（②）	努力義務	
ないことが明らか		（皮膚障害等防止用保護具の着用は不要）

5927

# 1 化学物質管理体系の見直し⑤

安衛則

## 1-4 衛生委員会の付議事項の追加

2023(R5).4.1施行

（①に係る部分）

2024(R6).4.1施行

（②～④に係る部分）

衛生委員会における付議事項に以下の事項（1-2（1）及び1-8（1）関係）を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける（※）。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 1-2（1）②の濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を1-2（1）②の濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

（※）衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならないこととする。

## 1-5 がん等の遅発性疾病の把握の強化

2023(R5).4.1施行

化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならないこととする。

6028

## 1-6 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

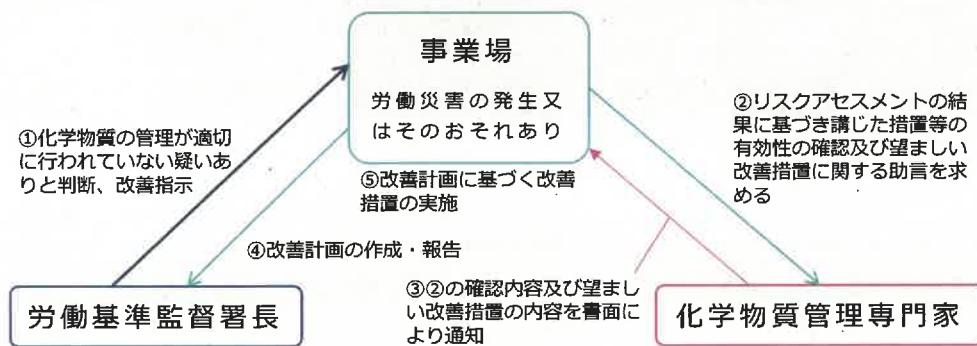
2023(R5).4.1施行

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

2024(R6).4.1施行

## 1-7 化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- ・労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することとする。
- ・改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（※化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、一月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならないこととする。



6129

## 化学物質管理専門家の要件（大臣告示）

## 告示概要

化学物質管理専門家は、次の①～④のいずれかに該当する者とする。

- ① 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験（その試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、安衛法第84条第1項の労働衛生コンサルタントの登録を受けた者で、5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験を有するもの
- ② 安衛法第12条第1項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者であって、その後8年以上安衛法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの
- ③ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条の作業環境測定士の登録を受けた者で、その後6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの
- ④ その他、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者  
(告示施行通達（令和4年9月7日付け基発0907第1号）で定める事項)
  - ・ 労働安全コンサルタント（化学）であって、5年以上化学物質に係るコンサルタント業務の経験のある者
  - ・ 日本労働安全衛生コンサルタント会の「生涯研修制度」のC I H労働衛生コンサルタント
  - ・ 日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は海外のインダストリアルハイジニスト等資格者
  - ・ 日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクター
  - ・ 衛生管理士（労働衛生工学）であって、5年以上化学物質の管理に係る衛生管理士の業務経験のある者

## 施行期日等

労働安全衛生規則第34条の2の10第2項等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第274号）

施行期日：令和5年4月1日（安衛則における化学物質管理専門家に係る部分は令和6年4月1日）

620

# 化学物質管理専門家の要件（作業環境測定士への講習）

## 作業環境測定士に対する局長の定める講習

- ① 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条の作業環境測定士の登録を受けた者で、その後6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの

科目	時間
化学物質等のばく露評価等	6 時間
化学物質等の危険性又は有害性等の調査	4 時間
化学物質等の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等	8 時間
化学物質の危険性及び有害性の情報並びに表示等	5 時間
化学物質等の人体への作用形態とばく露限界等	5 時間
有害物質の動態等	5 時間

化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習について（令和5年1月6日付け基発0106第2号）

631

## 1 化学物質管理体系の見直し⑦

安衛則

### 1-8 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

2024(R6).4.1施行

#### （1）リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。
- 1-2 (1) ②の濃度基準値設定物質について、労働者が1-2 (1) ②の濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。
- 上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、5年間（がん原性物質に係る健康診断については30年間）保存することとする。

#### （2）がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を30年間保存することとする。

#### ○労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）の改正

- 化学物質管理者の選任、濃度基準値の設定等の省令改正事項を反映する。
- リスクの見積りの方法として、標準的な作業についてリスクアセスメントを実施しその結果に基づく措置が取りまとめられたマニュアル等がある場合に、当該マニュアルに従っていることを確認する方法を追加するなど、別途定める「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の内容を反映する。など

6432

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）

## ○対象物質

労働安全衛生規則第34条の2の7第1項第1号に規定するリスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物※1であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの

ただし、以下のもの及び事業者が上記物質を臨時に取り扱う場合を除く

・エタノール※2

・特別管理物質※3

※1 国によるGHS分類（国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類方法に従って実施した分類）の結果、発がん性が区分1（区分1A又は区分1Bを含む）に分類されたもの。区分1は、ヒトに対する発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある物質が分類される。

※2 エタノールは、国によるGHS分類で発がん性区分1Aとされているが、これはアルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものであることを踏まえ、業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されないこと、疫学調査の文献からは業務起因性が不明であることから、対象から除外した。

※3 特定化学物質障害予防規則第38条の3に規定する特別管理物質をいう。特別管理物質は、特化則において作業記録簿等の記録の30年間保存の義務がすでに規定されており、二重規制を避けるため、対象から除外した。

## ○施行期日等

適用日：令和5年4月1日（注）

（注1）令和5年4月1日から適用される物質（約120物質）

（注2）令和6年4月1日から適用される物質（約80物質）：同日にリスクアセスメント対象物として追加※4される物質のうち、発がん性区分1に該当するもの

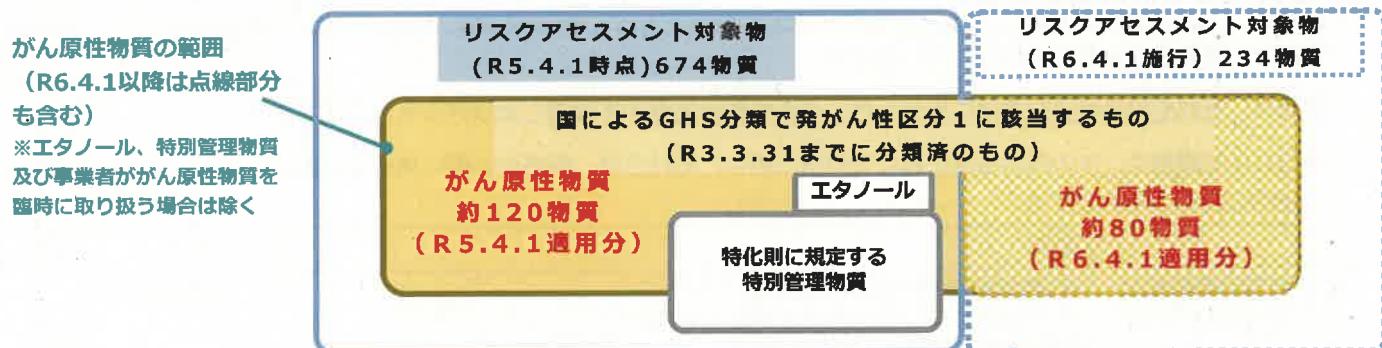
※4 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第25号）の施行により追加されるリスクアセスメント対象物

※5 がん原性物質の対象物質の一覧は、厚生労働省HPに掲載。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

※6 国によるGHS分類結果によって、発がん性区分1に該当するがん原性物質が追加・変更された場合、告示改正により、それら物質を順次追加していく。

## 年度別がん原性物質の範囲の拡大（イメージ図）



### （参照条文）

○ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第577条の2（令和5年4月1日施行）（令和6年4月1日以降は第577条の2第11項）

3 事業者は、次に掲げる事項（第三号については、**がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの**（以下「がん原性物質」という。）を製造し、又は取り扱う業務に從事する労働者に限る。）について、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、記録を作成し、当該記録を三年間（第二号（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）及び第三号については、三十年間）保存するとともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に從事する労働者に周知させなければならない。

一 第一項の規定により講じた措置の状況

二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に從事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況

三 労働者の氏名、從事した作業の概要及び当該作業に從事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況

第577条の2（令和6年4月1日施行）

5 事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行ったときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）である場合は、三十年間）保存しなければならない。